

税務 相談室



北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

医療用機器等の特別償却

質問1

当医療法人で取得した医療用機器について特別償却を適用したいと考えていますが、この医療用機器には、病院の給食用設備等は含まれますか。また医療用機器を他に貸し付けた場合にもこの適用はありますか。

回答

給食用設備などは医療用機器に該当せず、また、医療用機器を他に貸し付けた場合には特別償却の適用にはなりません。

医療用機器の特別償却とは、青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが昭和54年4月1日から平成29年3月31日までの間にその製作後、事業の用に供された事のない医療用機器等を取得、または製作して、これをその法人の営む医療保健業の用に供した場合には、その法人が事業の用に供した事業年度の医療用機器の償却限度額は、その医療用機器の普通償却限度額とその医療用機器の取得価額の12/100に相当する金額の合計とされています。

対象となる法人は、青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが対象となりますので、必ずしも医療法人に限らないわけです。しかしながら、取得した法人の営む医療保健業の用に供することが条件となっていますので、他の者に貸し付けた場合には、この制度の適用はありません。

また対象となる機械等は、医療用の機器・装置・器具および備品で、1台または1基の取得価額が500万円以上の新品のものうち、次に挙げるものとなります。

- (1) 高度な医療の提供に資するものとして厚生労働大臣が指定するもの
- (2) 医薬品・医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律に規定する高度管理医療機器等で、厚生労働大臣が指定した日の翌日から2年を経過していないもの

今回の場合、医療法人が入院患者等の食事のために取得する給食用設備などがこの医療用機器等に含まれるか否かですが、医療用の機械および装置等とは、直接医療または保健の用に供されるものと解されますから、給食用設備や、医療法人の事務用機器などは含まれないこととなります。

質問2

私は医療法人を経営し、青色申告をしているのですが、この度MRI（磁気共鳴画像装置）を購入しました。この場合、法人税額の特別控除の適用を受けることができるでしょうか。

回答

購入したMRIは「機械および装置」には該当しないことから、中小企業者等が機械等を購入した場合の法人税額の特別控除の適用をすることはできません。

医療機関が、MRIを購入した場合に機械装置の「その他のサービス業用設備」として中小企業等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の適用があるのかどうかですが、医療用機器はもともとすべて、有形減価償却資産のうちの器具備品となるためMRIは「機械および装置」には該当しないと考えられます。

法人税法に規定する「機械および装置」とは、複数のものが設備を形成していて、その設備の一部として、各々のものがその機能を果たしていなければならないと認められていることからすると、MRIはそれ自体単体で個別に作動するものであり、他の機器と一体となり機能を発揮するものではないことから、「機械および装置」には該当しないと考えられます。また、それ自体で固有の機能を果たし独立して使用されるものは法人税に規定する「器具および備品」に該当します。よって、医療用機器のMRIは、「器具および備品」とするのが相当と考えられます。